

対象となる人

市内に住所があり、医療保険に加入している次のいずれかに該当する児童と、それぞれの父または母もしくは養育者です。

- 1 父母が婚姻を解消した児童
- 2 父または母が死亡した児童
- 3 父または母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- 4 父または母の生死が明らかでない児童
- 5 父または母から1年以上遺棄されている児童
- 6 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- 7 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 8 父または母が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童

※ 児童とは18歳に達した年度の末日まで（規則で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満まで）の人です。

※ 婚姻には、婚姻届けを提出していないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合（内縁関係など）を含みます。

助成を受けられない場合

- ・生活保護法の適用を受けている人
- ・児童が施設に入所しているとき
- ・児童が里親に委託されているとき
- ・他の医療費支給制度で医療費の助成を受けている人
- ・本人またはその同居の扶養義務者等の所得が所得制限額を超えている人

※扶養義務者とは、3親等以内の直系血族、兄弟姉妹、配偶者（申請事由による）のことです。

※所得制限限度額表（児童扶養手当の所得基準と同じです。）

扶養親族等の数	申請者本人	配偶者・扶養義務者、 孤児等の養育者
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
※4人以上は、1人につき38万を加算した額		

※ 養育費については、受け取った額の8割を所得に算入します。

※ 一律控除（8万円）のほか、諸控除が受けられる場合があります。
（雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除など）